

第七号様式（第二十七条関係）（平24国交令91・全改）

船舶保安証書

INTERNATIONAL SHIP SECURITY CERTIFICATE

公の印章

日本国

JAPAN

番号 第.....号

Certification No.....

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十一章の二第一規則に規定する船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則（ISPSコード）の規定により交付する。

Issued under the provisions of the

INTERNATIONAL CODE FOR THE SECURITY OF SHIPS

AND OF PORT FACILITIES (ISPS CODE)

Under the authority of the Government of Japan.

船名

Name of ship: .....

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters: .....

船籍港

Port of registry: .....

船舶の種類

Type of ship: .....

総トン数

Gross tonnage: .....

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number .....

所有者の氏名又は名称及び住所

Name and address of the owner: .....

会社の名称及び住所

Name and address of the Company: .....

国際海事機関会社識別番号

Company identification number: .....

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

- 1 この船舶の保安システム及びいかなる保安設備も、上記の国際規則 A 部第19.1 項の規定に基づき検査されたこと。

that the security system and any associated security equipment of the ship has been verified in accordance with section 19.1 of part A of the ISPS Code;

- 2 この検査の結果、この船舶の保安システム及び関連するいかなる保安設備も、全ての事項について満足なものであること並びにこの船舶が1974年の海上における人命の安全のための国際条約第XI - 2 章及び上記の国際規則 A 部の規定に適合していることが明らかになったこと。

that the verification showed that the security system and any associated security equipment of the ship is in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code;

- 3 この船舶に承認された船舶保安規程が備え置かれていること。

that the ship is provided with an approved Ship Security Plan.

本証書は\_\_\_\_\_の定期検査に基づくものとする。

Date of initial/renewal verification on which this certificate is based \_\_\_\_\_

この証書は、上記の国際規則第 A 部第19.1.1項の規定による検査が行われることを条件として\_\_\_\_\_まで効力を有する。

This Certificate is valid until \_\_\_\_\_ subject to verifications in accordance with section 19.1.1 of part A of the ISPS Code.

この証書は、\_\_\_\_\_を条件として効力を有する。

This Certificate is valid subject to \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_において交付した。

(証書の交付の場所)

Issued at \_\_\_\_\_  
(Place of issue of the Certificate)

交付の日付 \_\_\_\_\_

Date of issue \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
(signature of duly authorized official issuing the Certificate)

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地方運輸局運輸支局長  
地方運輸局海事事務所長 (印章)

運輸監理部海事事務所長  
地方運輸局運輸支局海事事務所長  
沖縄総合事務局局長  
沖縄総合事務局海運事務所長

中間検査のための裏書

ENDORSEMENT FOR INTERMEDIATE VERIFICATION

上記の国際規則A部第19.1.1項の規定により要求される中間検査において、この船舶が上記の条約第XI-2章及び国際規則A部の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at an intermediate verification required by section 19.1.1 of part A of the ISPS Code the ship was found to comply with the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code.

中間検査 署名  
Intermediate verification Signed .....  
(signature of authorized official)

場所  
Place .....

日付  
Date .....

国土交通大臣  
地方運輸局長  
運輸監理部長  
地方運輸局運輸支局長  
地方運輸局海事事務所長 (印章)  
運輸監理部海事事務所長  
地方運輸局運輸支局海事事務所長  
沖縄総合事務局局長  
沖縄総合事務局海運事務所長

臨時検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ADDITIONAL VERIFICATIONS

臨時検査 署名  
Additional verification Signed .....  
(signature of authorized official)

場所  
Place .....

日付

Date .....

国土交通大臣  
地方運輸局長  
運輸監理部長  
地方運輸局運輸支局長  
地方運輸局海事事務所長 (印章)  
運輸監理部海事事務所長  
地方運輸局運輸支局海事事務所長  
沖繩総合事務局局長  
沖繩総合事務局海運事務所長  
署名

臨時検査

Additional verification

Signed .....  
(signature of authorized official)

場所

Place .....

日付

Date .....

国土交通大臣  
地方運輸局長  
運輸監理部長  
地方運輸局運輸支局長  
地方運輸局海事事務所長 (印章)  
運輸監理部海事事務所長  
地方運輸局運輸支局海事事務所長  
沖繩総合事務局局長  
沖繩総合事務局海運事務所長  
署名

臨時検査

Additional verification

Signed .....  
(signature of authorized official)

場所

Place .....

日付

Date .....

国土交通大臣  
地方運輸局長

運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

上記の国際規則 A 部第19.3.7.2項の規定に基づき追加的に行われた中間検査

ADDITIONAL VERIFICATION IN ACCORDANCE WITH SECTION  
A/19.3.7.2 OF THE ISPS CODE

上記の国際規則 A 部第19.3.7.2項の規定に基づき追加的に行われた中間検査において、この船舶が上記の条約第XI - 2 章及び国際規則 A 部の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at an additional verification required by section 19.3.7.2 of part A of the ISPS Code the ship was found to comply with the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code.

署 名

Signed .....  
(signature of authorized official)

場 所

Place .....

日 付

Date .....

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

上記の国際規則 A 部第19.3.3項の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR  
LESS THAN 5 YEARS WHERE SECTION A/19.3.3 OF THE ISPS  
CODE APPLIES

この船舶は、上記の国際規則A部の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同規則A部第19.3.3項の規定に従って\_\_\_\_\_まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of part A of the ISPS Code, and the Certificate shall, in accordance with section 19.3.3 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until \_\_\_\_\_

署名

Signed

\_\_\_\_\_  
(signature of authorized official)

場所

Place

日付

Date

国土交通大臣

地方運輸局長

運輸監理部長

地方運輸局運輸支局長

地方運輸局海事事務所長 (印章)

運輸監理部海事事務所長

地方運輸局運輸支局海事事務所長

沖縄総合事務局長

沖縄総合事務局海運事務所長

更新検査が完了し、上記の国際規則A部第19.3.4項の規定を適用する場合における裏書

ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL VERIFICATION HAS  
BEEN COMPLETED AND SECTION A/19.3.4 OF THE ISPS CODE  
APPLIES

この船舶は、上記の国際規則の関係規定に適合していると認められる。よってこの証書は、同規則A部第19.3.4項の規定に従って\_\_\_\_\_まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of part A of the ISPS Code, and the Certificate shall, in accordance with section 19.3.4 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until \_\_\_\_\_

署名  
Signed .....  
(signature of authorized official)

場所  
Place .....

日付  
Date .....

国土交通大臣  
地方運輸局長  
運輸監理部長  
地方運輸局運輸支局長  
地方運輸局海事事務所長 (印章)  
運輸監理部海事事務所長  
地方運輸局運輸支局海事事務所長  
沖縄総合事務局長  
沖縄総合事務局海運事務所長

上記の国際規則 A 部第19.3.5項又は第19.3.6項の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL REACHING THE PORT OF VERIFICATION WHERE SECTION A/19.3.5 OF THE ISPS CODE APPLIES OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE SECTION A/19.3.6 OF THE ISPS CODE APPLIES

この証書は、上記の国際規則 A 部19.3.5項又は19.3.6項の規定に従って\_\_\_\_\_まで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with section 19.3.5/19.3.6 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until \_\_\_\_\_

署名  
Signed .....  
(signature of authorized official)

場所  
Place .....

日付  
Date .....

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 綜 合 事 務 局 長  
沖 縄 綜 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

上記の国際規則 A 部第19.3.7.1項の規定を適用する場合における検査  
基準日を繰上げるための裏書

ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF EXPIRY DATE WHERE  
SECTION A/19.3.7.1 OF THE ISPS CODE APPLIES

上記の国際規則 A 部第19.3.7.1項の規定に従い、新たな検査基準日は、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ とする。

In accordance with section 19.3.7.1 of part A of the ISPS Code, the new expiry date  
is \_\_\_\_\_

署 名  
Signed \_\_\_\_\_  
(signature of authorized official)  
場 所  
Place \_\_\_\_\_  
日 付  
Date \_\_\_\_\_

国 土 交 通 大 臣  
地 方 運 輸 局 長  
運 輸 監 理 部 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長  
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)  
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長  
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長  
沖 縄 綜 合 事 務 局 長  
沖 縄 綜 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

(注)会社とは、条約附属書第9章第1規則の会社をいう。